

合併しなかった場合、「深刻な」財源不足が見込まれます

市町村の財政状況は

一層苦しくなります

市町村の収入は大幅減

現在の市町村の財源は、国からの「地方交付税」と「補助金」に大きく依存しています。

日本経済の状況から、急速な景気回復は望めず、今後更に、生産年齢人口が急激に減少することから、市町村の自主財源である地方税の増収は期待できません。

また、地方交付税について、国は、構造改革方針による縮減を既に平成13年度から実施しています。

今後、交付税の総額は更に減少していくものと見込まれています。

また、財源補償や財源調整機能の見直しがされるため、小規模な市町村ほどその影響は大きく、収入は厳しくなります。

財政力の強化は、そこに住

む住民の皆さんのために、全ての市町村で共通の課題となっており、それを克服する有効な手段として「市町村合併」があります。

平成17年3月までに合併しないとしたら？

行政サービスの低下と住民負担の増加へ

厳しさを増す財政状況の中で、人件費や事務事業を大幅に見直しながら経費の削減に努めることとなります。

しかし、人件費をはじめとする経常経費の削減には限界があり、減少を続ける収入を補うことはできません。

その結果、極端な行政サービスの低下や住民負担の増加を行うこととなります。

こうした状況においても、市町村が実施しなければならぬ事業は山積しています。

- ① 少子高齢化対策など福祉施策
- ② 保育園、小・中学校の改築
- ③ 道路・情報網の整備・改良
- ④ ごみ処理対策 等々

これらの事業は住民の皆さんの生活に直接影響を及ぼすものばかりです。

しかし、その経費は大きく、財政的に安定した収入がなければ事業を実施すること自体が難しくなります。

このため市町村は、自身の財政状況に見合った事業を行うにとどまり、行政サービスは、高度・多様化する住民ニーズに対応することができなくなります。

このような状況になると、「国から地方へ」という真の地方の時代の受け皿としての市町村の機能を発揮することはできません。

4市町村でも、将来の財政見直しは大変厳しいものになっています。

《合併しなかった場合》の4市町村の将来への対応はどうなりますか？

～行政における大幅な人件費や経常経費の削減のほか、極端な行政サービスの低下や住民負担の増加が必要です～

佐久市	<p>** 将来に備え、基金の積立・起債の繰上償還を実施 **</p> <p>財源の枠の中で、緊急性・必要性に基づき事業を厳選実施します。厳しい財政運営が予測される中、人口7万人というスケールメリットを活かした行政の効率化を推進し、各種目的基金の積立などにより、長期的な展望のもと事業展開していきます。主な事業：中学校の改築・文化会館・西部特別養護老人ホーム・総合運動公園・CATV など</p>
臼田町	<p>** 将来に渡り、大きな財源不足を予想 **</p> <p>歳入は、都市計画税の課税のほか、交付税の減額を厳しく予想しています。投資的な経費は、有利な起債を活用して年間5億円を想定するとともに、人件費など経常経費の大幅な削減を見込んでいます。</p> <p>しかし、大幅な行政サービス水準の低下や住民負担の増加が必要です。</p>
浅科村	<p>** 大きな財源不足を予想 **</p> <p>小規模市町村に対する交付税制度の見直しが、歳入減少に影響し、大きな財源不足を予想しています。大型事業は、ほぼ終了していますが、保育所・児童館建設以外に年間3億円の事業を想定しています。</p> <p>赤字解消のために、人件費など経常経費の大幅な削減を見込んでおり、住民負担の増加が必要です。</p>
御代田町	<p>** ゴミ処理と中学校建設以外の事業はほとんど見込めない状況 **</p> <p>交付税の減少を少なく予想していますが、今後10年間で9億5千万円の財源不足になります。投資的的事业は、ゴミ処理と中学校建設以外は、道路改良などを年間9千万円程度に圧縮していますが、それでもなお財源不足は深刻です。</p> <p>今後、赤字解消と事業実施のためには、大幅な職員の削減、行政サービスの低下や住民負担の増加が必要です。</p>

合併した場合？

平成17年3月までに合併すると、状況は大きく変わります。

4市町村の合併による経費削減の効果は、平成14年度予算額（一般財源ベース）で試算すると、年間19億円にのぼると見込まれています。

この合併効果により、将来にわたって安定した住民サービスを提供していくことが出来ます。

また、合併市町村では、関連事務の一元化や行政サービスの格差是正等により、一時的に経費が増大します。

そこで国・県では、その臨時的経費に対し、合併特例法の期限内に合併した市町村へ財政支援を講ずることとしています。

新市への主な支援策

（国の財政支援）

・普通交付税

・合併算定替

合併後10年間で、4市町村が合併前の状態で存続した場合に算定される交付税額の保障、その後5年間で段階的に縮減

・合併直後の臨時的経費

5年間で9.2億円を支援

・特別交付税

新しいまちづくりに対する経費について、3年間で約6.8億円を支援

・合併市町村補助金

3年間で6億円を財政支援

・合併特例債

10年間の借入限度額として約397億円
（うち支援額約278億円）

合併特例債とは？

●単なる借金ではありません●

借入した元利償還金の70%を国が地方交付税で賄ってくれる地方債です。実質的に市町村は総事業費の33%の負担で済むものです。

（県の財政支援）

・合併特例交付金

10年間で7億円を支援

新市のまちづくりに必要な事業は、合併特例債という有利な地方債をはじめとする各種支援策を活用することが出来ます。市町村の財政運営にとって負担が大きい通常の地方債は縮減できるので、将来の負担を軽減することが出来ます。

合併特例債・臨時的経費等の内訳

純支援額 ➡ 10年間で、合併算定替以外で約**307**億円の財政支援を受けられます。

市町村名	人口	支援区分	支援額
佐久市 白田町 浅科村 御代田町	66,875人 15,962人 6,504人 13,412人	合併特例債（建設事業）	標準全体事業 約386.7億円
			借入限度額 約367.4億円
			交付税算入額 約257.2億円
		合併特例債（基金造成）	基金規模の上限 約31.1億円
			借入限度額 約29.5億円
			交付税算入額 約20.7億円
普通交付税（合併直後の臨時的経費）			約9.2億円
特別交付税（新しいまちづくり等）			約6.8億円
4市町村合計	102,753人	合併市町村補助金	6億円
		合併特例交付金（県事業）	7億円

（H12国勢調査人口）

分野別専任職員の状況（H15.4.1現在）

分野	企画	財政	法規	母子	身障	高齢	介護	自環	自然	情報	女性	公害	景観
市町村	審査	福祉	福祉	福祉	福祉	福祉	福祉	福祉	福祉	福祉	福祉	福祉	福祉
佐久市	3(1)	4(1)	3	1	2	9(1)	8	1	6	1	2	1	
白田町	4(1)	4	(1)		3	2	4	(1)	(1)	1	1	(1)	
浅科村	(1)	2				(1)	1		(1)	1		(1)	
御代田町	(3)	2		1(1)	1(1)	1(1)	(2)		2				
（参考）新市と同規模の類似団体の例													
上田市	8	8	2		4	9(1)	10(1)	3(4)	10(2)	3	1	2	
飯田市	6(1)	6(1)	5	2	7	3	14	4(2)	4	1(1)	4		

（単位：人）

*（ ）内は、兼任職員のうち主に従事（50%以上）する者の外数。

「鉛（アメ）」と

「鞭（ムチ）」

合併した場合の優遇措置

合併しなかった場合の

交付税の減額等・・・「鞭」

「鉛」と「鞭」に例えられて、様々な議論があります。

しかし、合併に対する優遇措置が平成17年3月までという期限付きで制度として存在しています。

この優遇措置を活用する「鉛」という選択によって、住民負担に大きな差が生じることになります。

市町村合併が必要だと考えている自治体が、その「鉛」に例えられる優遇措置を活用して、新しいまちづくりを進め、住民に還元することは当然のことです。

これら優遇措置により、住民への負担を抑えながら財政基盤を強化することが出来ます。

さらに、4市町村が合併することにより、行政サービスの上でも最も効率的といわれる人口10万人になることによる「スケールメリット」が働いてきます。

議員・職員数の削減とともに、類似の業務を統一することにより管理部門の職員数を減らし、専門的分野に振り向けることが可能になり、地方分権の受け皿として市町村の体制を整備することが出来ます。